

愛知県ワクチン接種推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県における新型コロナウイルスワクチン接種体制を整備するため、「愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部要綱」第8条の規定に基づき、愛知県ワクチン接種推進本部（以下「推進本部」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(組織)

第2条 推進本部の長は推進本部長とし、感染症対策局技監をもって充てる。
2 推進本部には、別表に掲げる者をもって構成し、その他必要に応じて専門家の参加を要請する。

(推進本部の役割)

第3条 推進本部は、次の役割を担う。
(1) 県及び市町村が行うワクチン接種体制確保業務の調整
(2) 県及び市町村が行うワクチン配分等への調整
(3) その他新型コロナウイルスワクチン接種のために必要な事項の調整

(会議の招集)

第4条 推進本部長は、必要に応じ、会議を招集することができる。

(推進本部の事務局)

第5条 推進本部の事務は、感染症対策局において処理する。

(推進本部の廃止)

第6条 推進本部長は、県及び市町村との調整業務が不要と判断する場合には、推進本部を廃止することができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、推進本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月17日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 6 月 2 2 日から施行する。

別表（第2条関係）

（五十音順、敬称略）

氏名	所属等
あさい きよかず 浅井 清和	公益社団法人 愛知県医師会 副会長
いわせ みつのり 岩瀬 三紀	一般社団法人 愛知県病院協会 副会長
えぐち ゆきまさ 江口 幸全	小牧市健康生きがい支え合い推進部 部長：市長会
きくち ひとし 菊池 均	名鉄病院予防接種センター センター長
こざわ ゆか 小澤 有加	蟹江町民生部健康推進課 課長：町村会
しぶや 澁谷 いづみ	瀬戸保健所長
すずき ひろまさ 鈴木 啓正	名古屋市健康福祉局 参事（新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整）
たけはら ゆうこ 竹原 木綿子 【本部長】	感染症対策局 技監
なかきた けいすけ 中北 馨介	愛知県医薬品卸協同組合 理事長